

社会福祉法人七施会 役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人七施会（以下「法人」と言う。）の理事、監事及び評議員の報酬について定めるものとする。

(理事の報酬)

第2条 理事又は監事が法人の業務に従事したときは、報酬を支給する。業務の依頼は、原則理事長が行う。

2. 報酬の額は、1回の業務につき5,000円とする。
3. 報酬は、各年度の総額 500,000円を超えない範囲で支給する。
4. 事業所に所属する職員である役員には、役員の報酬は支給しない。
5. 但し、評議員会が理事会の開催を必要と認めた場合は3項の限りではない。

(理事の業務)

第3条 理事は、理事長からの業務の従事依頼には、正当な理由がないときは、その業務に従事しなければならない。

2. 理事長が依頼した業務が多期間に及ぶ業務のときは、理事は、業務報告書をその都度理事長に報告しなければならない。

(評議員の報酬)

第4条 評議員が評議員会の出席等の業務に従事したときは、1回につき5,000円を支給する。

(旅費)

第5条 理事、監事、評議員等の出務についての旅費については、実費支給する。

附則

1. この規則は平成29年6月16日に行われる定時評議員会の決議を経て、その日より施行する。
2. この規則の一部を改訂し、平成29年12月27日から実施する。
3. この規則の一部を改訂し、平成30年6月15日に行われる定時評議員会の決議を経て、その日より施行する。